

産前産後期間の国民健康保険料が軽減されます！！

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後の保険料を一定期間、軽減する制度が創設されました。世帯主からの届出が必要ですが、「出産育児一時金」の支給等により、出産の事実が確認できる場合、届出は不要です。

対象となる人

出産する予定または出産した被保険者

軽減内容

下記軽減対象期間分の所得割保険料と均等割保険料

(軽減対象期間)

- ・単胎→出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
 - ・多胎→出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間
- ※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産・流産を含みます)

	3か月前	2か月前	1か月前	出産月	1か月後	2か月後	
単胎の人				出産予定日			4か月間
多胎の人				(出産日)			6か月間

※令和5年度は、産前産後期間のうち、令和6年1月以降の期間の分だけ保険料を軽減します

届出と必要書類

出産予定日の6か月前から届出ができます。 オンラインでも申請可能です。

- ① 産前産後期間に係る保険料軽減届出書 ※ホームページからダウンロードできます
- ② 母子健康手帳など出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの
- ③ 届出者の顔写真付きの身分証明書

Q&A

Q1 届出をしないと、軽減は受けられないのですか？

A1 出産育児一時金(直接払い制度)の支給を受ける人は届出が不要ですが、
直接払い制度を利用されない人は、届出が必要です。

Q2 令和5年12月に出産しました。何月分の保険料が軽減の対象となりますか？

A2 12月に出産した場合は、産後2か月にあたる令和6年1月分と2月分の
保険料が軽減されます。

Q3 すでに保険料を納めていますが、保険料は戻ってきますか？

A3 納めて頂いた保険料から、軽減対象分を還付します。



ーオンライン申請の
QRコードはこちら

お問い合わせは、長岡京市 国民健康保険課 管理係
電話 955-9706 ※自動応答(実証実験中)